

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案						現行					
別紙様式第1号（第18条第1項関係）						別紙様式第1号（第18条第1項関係）					
第1 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書						第1 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書					
2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。						2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。					
(略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。						(略) (新設)					
6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)			利益準備金			(D)		
その他利益剰余金						その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△				自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権						新株予約権					
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			のれん相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除			企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	(新設)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案						現行					
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			(新設)					
	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			(新設)					
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			(新設)		
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			基本的項目(A)			(新設)		
	償還を行う蓋然性を有する株式等						償還を行う蓋然性を有する株式等				
	海外特別目的会社の発行する優先出資証券						海外特別目的会社の発行する優先出資証券				
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			控除項目不算入額	△	△
			控除項目計(E)						控除項目計(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
			資産(オン・バランス)項目						資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目			一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			(新設)			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						(新設)		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額			負債性資本調達手段等			(新設)		
	負債性資本調達手段						負債性資本調達手段				
	期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株				
			リスク・アセット等計(G)						リスク・アセット等計(G)		
			(削る)						(参考)マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕						〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案						現行					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目		前期末	当中間 期末	項 目		前期末	当中間 期末	項 目		前期末	当中間 期末
資 本 金				短 期 劣 後 債 務				(新 設)			
非累積的永久優先株				準補完的項目不算入額		△	△	(新 設)			
新 株 式 申 込 証 拠 金				準 補 完 的 項 目 (C)				(新 設)			
資 本 準 備 金				自己資本総額(A+B+C)				自己資本総額(A+B)(C)			
そ の 他 資 本 剰 余 金				(D)							
利 益 準 備 金				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			
そ の 他 利 益 剰 余 金											
そ の 他				負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの				負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			
自 己 株 式		△	△					自 己 株 式		△	△
自 己 株 式 申 込 証 拠 金				期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの				自 己 株 式 申 込 証 拠 金			
社 外 流 出 予 定 額		△	△					社 外 流 出 予 定 額		△	△
その他有価証券の評価差損		△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの				その他有価証券の評価差損		△	△
新 株 予 約 権								新 株 予 約 権			
営 業 権 相 当 額		△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				営 業 権 相 当 額		△	△
の れ ん 相 当 額		△	△					の れ ん 相 当 額		△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額		△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				企業結合により計上される無形固定資産相当額		△	△
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額		△	△					(新 設)			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額				(新 設)			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）				PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				(新 設)			
繰延税金資産の控除金額		△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス				(新 設)			
基 本 的 項 目 (A)											
償還を行う蓋然性を有する株式等				控 除 項 目 不 算 入 額		△	△	控 除 項 目 不 算 入 額		△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						控 除 項 目 計 (E)				控 除 項 目 計 (D)	
一 般 貸 倒 引 当 金								一 般 貸 倒 引 当 金			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失				自己資本額(D-E)(F)				(新 設)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案						現行					
	額を上回る額			資産（オン・バランス）項目				資産（オン・バランス）項目			
	負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目				オフ・バランス取引項目			
	負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を				（新設）			
	期限付劣後債務及び期限付優先株			8%で除して得た額				（新設）			
				オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				（新設）			
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額							
				リスク・アセット等計（G）				リスク・アセット等計（F）			
	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率（A／G）	%	%		補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率（A／F） % %
	補完的項目（B）			自己資本比率(F／G）	%	%		補完的項目（B）			自己資本比率(E／F） % %
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1～7（略）						1～7（略）					
8 平成19年○月金融庁告示第○号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						(新設)					
第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表						第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表					
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1（略）						1（略）					
(1) 継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項						(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項					
①～④（略）						①～④（略）					
(2)（略）						(2)（略）					
①（略）						①（略）					
② 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第3条第3項に規定する再評価の方法						② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法					
③～⑪（略）						③～⑪（略）					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項及び第2項</u>に規定する有価証券に関する事項 (5)～(20) (略) <u>(21) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(22)</u> (略) 2・3 (略)	(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項から第3項まで</u>に規定する有価証券に関する事項 (5)～(20) (略) (新設) <u>(21)</u> (略) 2・3 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案						現行					
別紙様式第1号の2（第18条第1項関係）						別紙様式第1号の2（第18条第1項関係）					
第1 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書						第1 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書					
2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。						2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (新設)					
6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)			利益準備金			(D)		
その他利益剰余金						その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△				自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権						新株予約権					
営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
のれん相当額	△	△				のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法			企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	(新 設)		
証券化取引に伴い増加した	△	△				(新 設)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案

自己資本相当額			として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50％相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50％相当額		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目（A）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45％相当額			控除項目不算入額	△	△
			控除項目計（E）		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45％相当額			自己資本額（D－E）（F）		
			資産（オン・バランス）項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を 8％で除して得た額		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
			リスク・アセット等計（G）		
			（削る）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1 比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

現行

（新設）					
			（新設）		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			（新設）		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目（A）					
償還を行う蓋然性を有する株式等			（新設）		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45％			控除項目不算入額	△	△
			控除項目計（E）		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45％相当額			自己資本額（D－E）（F）		
			資産（オン・バランス）項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
（新設）			マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額		
			（新設）		
負債性資本調達手段等			（新設）		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
			リスク・アセット等計（G）		
			（参考）マーケット・リスク相当額		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1 比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

（新設）

（単位：百万円）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号の2

改正案						現行					
項 目		前期末	当中間 期末	項 目		前期末	当中間 期末	項 目		前期末	当中間 期末
資 本 金				短 期 劣 後 債 務				(新 設)			
非累積的永久優先株				準補完的項目不算入額		△	△	(新 設)			
新 株 式 申 込 証 拠 金				準 補 完 的 項 目 (C)				(新 設)			
資 本 準 備 金				自己資本総額(A + B + C)				自己資本総額(A + B)(C)			
そ の 他 資 本 剰 余 金				(D)							
利 益 準 備 金				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			
そ の 他				負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの				負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			
自 己 株 式		△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの				期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			
自 己 株 式 申 込 証 拠 金				短期劣後債務及びこれに準ずるもの				(新 設)			
社 外 流 出 予 定 額		△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				(新 設)			
その他有価証券の評価差損		△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額				(新 設)			
新 株 予 約 権				PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				(新 設)			
営 業 権 相 当 額		△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス				(新 設)			
の れ ん 相 当 額		△	△	控 除 項 目 不 算 入 額		△	△	控 除 項 目 不 算 入 額		△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額				控 除 項 目 計 (E)				控 除 項 目 計 (D)			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額		△	△	自己資本額(D - E)(F)				自己資本額(C - D)(E)			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		△	△								
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）				資産（オン・バランス）項目				資産（オン・バランス）項目			
繰延税金資産の控除金額		△	△								
基 本 的 項 目 (A)											
償還を行う蓋然性を有する株式等											
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額											
一 般 貸 倒 引 当 金											
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額											

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案

負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
	負債性資本調達手段		マーケット・リスク相当額を		
	期限付劣後債務及び期限付優先株		8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
			リスク・アセット等計（G）		
	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%
補完的項目（B）			自己資本比率(F／G)	%	%

(記載上の注意)

1～7（略）

8 平成19年○月金融庁告示第○号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

(記載上の注意)

1（略）

(1)～(3)（略）

(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項

(5)～(20)（略）

(21) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22)（略）

2・3（略）

現行

負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目			
	負債性資本調達手段		（新設）			
	期限付劣後債務及び期限付優先株		（新設）			
			（新設）			
			リスク・アセット等計（F）			
	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／F）	%	%
	補完的項目（B）			自己資本比率(E／F)	%	%

(記載上の注意)

1～7（略）

8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

(新設)

第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

(記載上の注意)

1（略）

(1)～(3)（略）

(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(5)～(20)（略）

(新設)

(21)（略）

2・3（略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第2号

改正案	現行
別紙様式第2号(第18条第1項関係) 第1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。 第2 年 月 日現在中間貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)～(14) (略) (15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 (16) (略) 2・3 (略)	別紙様式第2号(第18条第1項関係) 第1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (新設) 第2 年 月 日現在中間貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(14) (略) (新設) (15) (略) 2・3 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号の2

改正案	現行
別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) 第1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。 第2 年 月 日現在中間貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)～(14) (略) (15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 (16) (略) 2・3 (略)	別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) 第1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (新設) 第2 年 月 日現在中間貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(14) (略) (新設) (15) (略) 2・3 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案						現行					
別紙様式第3号 (第18条第2項関係)						別紙様式第3号 (第18条第2項関係)					
第1 第 期		年 月 日から 年 月 日まで		事業概況書		第1 第 期		年 月 日から 年 月 日まで		事業概況書	
2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。						2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。					
(略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。						(略) (新設)					
13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)			利益準備金			(D)		
その他利益剰余金						その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△				自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権						新株予約権					
営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
のれん相当額	△	△				のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法			企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	(新設)		
証券化取引に伴い増加した	△	△				(新設)					

別紙様式第3号

改正案

自己資本相当額			として用いる保証又はクレ ジット・デリバティブの免責 額に係る控除額		
内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当 金を上回る額の 50％相当 額	△	△	内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当 金を上回る額の 50％相当 額		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）			PD/LGD 方式の適用対象とな る株式等エクスポージャー の期待損失額		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基 本 的 項 目（A）					
償還を行う蓋然性を有 する株式等			基本的項目からの控除分を 除く、自己資本控除とされる 証券化エクスポージャー及 び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス		
海外特別目的会社の発 行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照 表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額 の 45％相当額			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
			控 除 項 目 計（E）		
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45％相当額			自 己 資 本 額（D－E）（F）		
			資 産（オン・バランス）項目		
一 般 貸 倒 引 当 金			オフ・バランス取引等項目		
内部格付手法採用行におい て、適格引当金が期待損失 額を上回る額			マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相 当額を 8％で除して得た額		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			旧所要自己資本の額に告示 に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上 回る額に 12.5 を乗じて得た 額		
負 債 性 資 本 調 達 手 段					
期限付劣後債務及び期 限付優先株					
			回 る 額 に 12.5 を 乗 じ て 得 た 額		
			リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計（G）		
			（ 削 る ）		
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比 率（A／G）	%	%
補 完 的 項 目（B）			自 己 資 本 比 率（F／G）	%	%
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
			信用リスク・アセット算出手法		
（単位：百万円）					

現行

（ 新 設 ）					
			（ 新 設 ）		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）			（ 新 設 ）		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基 本 的 項 目（A）					
償還を行う蓋然性を有 する株式等			（ 新 設 ）		
海外特別目的会社の発 行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照 表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額 の 45％			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
			控 除 項 目 計（E）		
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45％相当額			自 己 資 本 額（D－E）（F）		
			資 産（オン・バランス）項目		
一 般 貸 倒 引 当 金			オフ・バランス取引項目		
（ 新 設 ）			マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額		
			（ 新 設 ）		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等					
負 債 性 資 本 調 達 手 段			（ 新 設 ）		
期限付劣後債務及び期 限付優先株					
			リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計（G）		
			（参考）マーケット・リスク 相当額		
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比 率（A／G）	%	%
補 完 的 項 目（B）			自 己 資 本 比 率（F／G）	%	%
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
			（新設）		
（単位：百万円）					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

改正案							現行								
項 目		前期末	当期末	項 目		前期末	当期末	項 目		前期末	当期末	項 目		前期末	当期末
資 本 金				短 期 劣 後 債 務				資 本 金				(新 設)			
	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額		△	△						(新 設)		
新 株 式 申 込 証 拠 金				準 補 完 的 項 目 (C)				新 株 式 申 込 証 拠 金				(新 設)			
資 本 準 備 金				自己資本総額(A + B + C)				資 本 準 備 金				自己資本総額(A + B)(C)			
そ の 他 資 本 剰 余 金				(D)				そ の 他 資 本 剰 余 金				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			
利 益 準 備 金				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額				利 益 準 備 金							
そ の 他 利 益 剰 余 金						そ の 他									
そ の 他						自 己 株 式		△	△						
自 己 株 式 申 込 証 拠 金						自己株式申込証拠金									
社 外 流 出 予 定 額		△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの				社 外 流 出 予 定 額		△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			
その他有価証券の評価差損		△	△			新 株 予 約 権									
新 株 予 約 権						営 業 権 相 当 額		△	△						
営 業 権 相 当 額		△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの				営 業 権 相 当 額		△	△	(新 設)			
の れ ん 相 当 額		△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				の れ ん 相 当 額		△	△	(新 設)			
企業結合により計上される無形固定資産相当額		△	△	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額				企業結合により計上される無形固定資産相当額		△	△	(新 設)			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額		△	△			(新 設)									
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額		△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額				(新 設)				(新 設)			
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）				PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）				(新 設)			
繰延税金資産の控除金額		△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップ				繰延税金資産の控除金額		△	△	(新 設)			
基 本 的 項 目 (A)				控 除 項 目 不 算 入 額		△	△	基 本 的 項 目 (A)				控 除 項 目 不 算 入 額		△	△
	償還を行う蓋然性を有する株式等					控 除 項 目 計 (E)					償還を行う蓋然性を有する株式等				
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額								土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額							
一 般 貸 倒 引 当 金								一 般 貸 倒 引 当 金							
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額				自己資本額(D - E)(F)				(新 設)				自己資本額(C - D)(E)			
負債性資本調達手段等								負債性資本調達手段等							
		資産(オン・バランス)項目				資産(オン・バランス)項目									
				オフ・バランス取引等項目								オフ・バランス取引項目			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案						現行								
	負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を							(新設)			
	期限付劣後債務及び期			8%で除して得た額							(新設)			
	限付優先株			オペレーショナル・リスク相							(新設)			
				当額を8%で除して得た額										
				旧所要自己資本の額に告示										
			に定める率を乗じて得た額											
			が新所要自己資本の額を上											
			回る額に25.0を乗じて得た											
			額											
			リスク・アセット等計 (G)								リスク・アセット等計 (F)			
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%			
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%			
(記載上の注意)														
1～7 (略)														
8 平成19年○月金融庁告示第○号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。														
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。														
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。														
第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表														
(単位：百万円)														
科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)			(資産の部)			(負債の部)			(資産の部)		
現金預け	金		預	金		現金預け	金		預	金		現金預け	金	
現金預け	金		当座預	金		現金預け	金		当座預	金		現金預け	金	
コールローン	金		普通預	金		コールローン	金		普通預	金		コールローン	金	
買現先勘定	金		貯蓄預	金		買現先勘定	金		貯蓄預	金		買現先勘定	金	
債券貸借取引支払保証	金		通知預	金		債券貸借取引支払保証	金		通知預	金		債券貸借取引支払保証	金	
買入手形	金		定期預	金		買入手形	金		定期預	金		買入手形	金	
買入金銭債権	金		定期積	金		買入金銭債権	金		定期積	金		買入金銭債権	金	
商品有価証券	金		その他の預	金		商品有価証券	金		その他の預	金		商品有価証券	金	
商品国債	金		譲渡性預	金		商品国債	金		譲渡性預	金		商品国債	金	
			コールマネー	金					コールマネー	金				

別紙様式第3号

[illegible]

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案				現行			
その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 △		負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△	その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 △		負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意) 1 (略) (1)～(25) (略) (26) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 (27) (略) 2～5 (略)				(記載上の注意) 1 (略) (1)～(25) (略) (新設) (26) (略) 2～5 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案						現行					
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)						別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)					
第1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書						第1 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書					
2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者について記載すること。						2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (新設)					
14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)			利益準備金			(D)		
その他利益剰余金						その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△				自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権						新株予約権					
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			のれん相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレ			企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	(新設)		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号の2

改正案						現行					
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額） 繰延税金資産の控除金額 基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等 海外特別目的会社の発行する優先出資証券 その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額 一般貸倒引当金 内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額 負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株 リスク・アセット等計（G） （削る） 補完的項目不算入額 補完的項目（B）	△	△	ジット・デリバティブの免責額に係る控除額			（新設）					
			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額						（新設）		
			PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			（新設）		
	繰延税金資産の控除金額	△	△			繰延税金資産の控除金額	△	△			
	基本的項目（A）					基本的項目（A）					
				基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス					（新設）		
				控除項目不算入額	△	△			控除項目不算入額	△	△
				控除項目計（E）					控除項目計（E）		
				自己資本額（D－E）（F）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			自己資本額（D－E）（F）	
				資産（オン・バランス）項目			資産（オン・バランス）項目				
	一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目			一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目	
				マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額			（新設）			マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額	
				オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額					（新設）		
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額			負債性資本調達手段等			（新設）	
				リスク・アセット等計（G）			負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株				
				（削る）						リスク・アセット等計（G）	
										（参考）マーケット・リスク相当額	
	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率（A／G）	%	%	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率（A／G）	%
	補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%	補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕						〔国内基準に係る単体自己資本比率〕					
				信用リスク・アセット算出手法						（新設）	
（単位：百万円）						（単位：百万円）					
項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案							現行										
資	本		金			短期劣後債務			資	本		金			(新設)		
	非累積的永久優先株					準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株						(新設)		
新株式申込証拠金						準補完的項目(C)			新株式申込証拠金						(新設)		
資本準備金						自己資本総額(A+B+C)			資本準備金						自己資本総額(A+B)(C)		
その他資本剰余金						(D)			その他資本剰余金								
利益準備金						他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			利益準備金						他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金									その他利益剰余金								
その他									その他								
自己株式			△	△					自己株式			△	△				
自己株式申込証拠金									自己株式申込証拠金								
社外流出予定額			△	△		負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			社外流出予定額			△	△		負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損			△	△					その他有価証券の評価差損			△	△				
新株予約権									新株予約権								
営業権相当額			△	△					営業権相当額			△	△				
のれん相当額			△	△					のれん相当額			△	△			(新設)	
企業結合により計上される無形固定資産相当額			△	△		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			企業結合により計上される無形固定資産相当額			△	△		(新設)		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額			△	△					(新設)								
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			△	△					(新設)								
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)									繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)								
繰延税金資産の控除金額			△	△					繰延税金資産の控除金額			△	△				
基本的項目(A)						基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/O ストリップス			基本的項目(A)						(新設)		
償還を行う蓋然性を有する株式等									償還を行う蓋然性を有する株式等								
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額									土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額								
一般貸倒引当金									一般貸倒引当金								
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額									(新設)							自己資本額(C-D)(E)	
負債性資本調達手段等						自己資本額(D-E)(F)			負債性資本調達手段等								
負債性資本調達手段									負債性資本調達手段						(新設)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案							現行						
	期限付劣後債務及び期限付優先株			8%で除して得た額				期限付劣後債務及び期限付優先株					
				オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額							(新設)		
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額							(新設)		
				リスク・アセット等計(G)							リスク・アセット等計(F)		
	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%		補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%		補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意)							(記載上の注意)						
1～7 (略)							1～7 (略)						
8 平成19年○月金融庁告示第○号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。							8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。						
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。							繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。							(新設)						
第2 第 期末(年 月 日現在) 貸借対照表							第2 第 期末(年 月 日現在) 貸借対照表						
(単位：百万円)							(単位：百万円)						
科 目		金 額	科 目		金 額		科 目		金 額	科 目		金 額	
(資産の部)			(負債の部)				(資産の部)			(負債の部)			
現金預け金	金		預	金			現金預け金	金		預	金		
現金預け金	金		当座預金	金			現金預け金	金		当座預金	金		
コールローン			普通預金	金			コールローン	金		普通預金	金		
買現先勘定			貯蓄預金	金			買現先勘定			貯蓄預金	金		
債券貸借取引支払保証金			通知預金	金			債券貸借取引支払保証金			通知預金	金		
買入手形			定期預金	金			買入手形			定期預金	金		
買入金銭債権			定期積金	金			買入金銭債権			定期積金	金		
特定取引資産			その他の預金	金			特定取引資産			その他の預金	金		
商品有価証券			譲渡性預金	金			商品有価証券			譲渡性預金	金		
商品有価証券派生商品			コールマネー	一			商品有価証券派生商品			コールマネー	一		
			売現先勘定	定						売現先勘定	定		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案					現行				
特 定 取 引 有 価 証 券 特定取引有価証券派生商品 特 定 金 融 派 生 商 品 その他の特定取引資産 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 債 権 国 地 方 債 短 期 社 債 社 債 株 式 そ の 他 の 証 券 貸 出 金 割 引 手 形 貸 付 手 証 書 貸 付 当 座 貸 付 外 国 為 替 け 外 国 他 店 貸 替 買 入 外 国 為 替 取 立 外 国 為 替 そ の 他 資 産 未 決 済 為 替 貸 前 払 費 用 未 収 収 益 先 物 取 引 差 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 保 管 有 価 証 券 等 金 融 派 生 商 品 (削 る) 社 債 発 行 費 そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 建 設 仮 勘 定 土 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 売 渡 手 形 コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 特 定 取 引 負 債 売 付 商 品 債 券 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品 特 定 取 引 売 付 債 券 特定取引有価証券派生商品 特 定 金 融 派 生 商 品 その他の特定取引負債 借 用 金 再 割 引 手 形 借 入 金 外 国 為 替 り 外 国 他 店 借 替 外 国 他 店 借 替 売 渡 外 国 為 替 未 払 外 国 為 替 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 未 決 済 為 替 借 未 払 法 人 税 等 未 払 費 用 未 受 収 益 従 業 員 預 り 金 給 付 補 て ん 備 金 先 物 取 引 受 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 商 品 債 券 借入特定取引有価証券 借 入 有 価 証 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金				特 定 取 引 有 価 証 券 特定取引有価証券派生商品 特 定 金 融 派 生 商 品 その他の特定取引資産 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 債 権 国 地 方 債 短 期 社 債 社 債 株 式 そ の 他 の 証 券 貸 出 金 割 引 手 形 貸 付 手 証 書 貸 付 当 座 貸 付 外 国 為 替 け 外 国 他 店 貸 替 買 入 外 国 為 替 取 立 外 国 為 替 そ の 他 資 産 未 決 済 為 替 貸 前 払 費 用 未 収 収 益 先 物 取 引 差 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 保 管 有 価 証 券 等 金 融 派 生 商 品 <u>社 債 発 行 差 金</u> 社 債 発 行 費 そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 建 設 仮 勘 定 土 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 売 渡 手 形 コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 特 定 取 引 負 債 売 付 商 品 債 券 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品 特 定 取 引 売 付 債 券 特定取引有価証券派生商品 特 定 金 融 派 生 商 品 その他の特定取引負債 借 用 金 再 割 引 手 形 借 入 金 外 国 為 替 り 外 国 他 店 借 替 外 国 他 店 借 替 売 渡 外 国 為 替 未 払 外 国 為 替 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 未 決 済 為 替 借 未 払 法 人 税 等 未 払 費 用 未 受 収 益 従 業 員 預 り 金 給 付 補 て ん 備 金 先 物 取 引 受 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定 借 入 商 品 債 券 借入特定取引有価証券 借 入 有 価 証 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 そ の 他 の 負 債 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案				現行			
ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△	ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 (略)				1 (略)			
(1)～(25) (略)				(1)～(25) (略)			
<u>(26)</u> 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額				(新設)			
<u>(27)</u> (略)				<u>(26)</u> (略)			
2～5 (略)				2～5 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第4号

改正案	現行
別紙様式第4号（第18条第2項関係） （日本工業規格A4） 第1 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。 第2 年 月 日現在 貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)~(15) (略) (16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 (17) (略) 2～5 (略)	別紙様式第4号（第18条第2項関係） （日本工業規格A4） 第1 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (新設) 第2 年 月 日現在 貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)~(15) (略) (新設) (16) (略) 2～5 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 第1 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。 第2 年 月 日現在 貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)～(15) (略) (16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 (17) (略) 2～5 (略)	別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）（日本工業規格A4） 第1 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 (略) (新設) 第2 年 月 日現在 貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)～(15) (略) (新設) (16) (略) 2～5 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 5 号

改正案						現行					
別紙様式第 5 号（第 18 条第 3 項関係）						別紙様式第 5 号（第 18 条第 3 項関係）					
第 1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書						第 1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書					
3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕						3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			(新設)			(新設)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			内部格付手法採用行におい			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			(新設)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 5 号

改正案						現行						
	(上記各項目の合計額)			て、期待損失額が適格引当			(上記各項目の合計額)					
	繰延税金資産の控除金額	△	△	金を上回る額の 50%相当			繰延税金資産の控除金額	△	△			
	基 本 的 項 目 (A)			額			基 本 的 項 目 (A)					
	償還を行う蓋然性を有する株式等			PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャー			償還を行う蓋然性を有する株式等			(新 設)		
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額			の期待損失額			その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%			(新 設)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
	一 般 貸 倒 引 当 金			控 除 項 目 (E)			一 般 貸 倒 引 当 金			控 除 項 目 (E)		
	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額 (D − E) (F)			(新 設)			自己資本額 (D − E) (F)		
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			資産 (オン・バランス) 項目			負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			資産 (オン・バランス) 項目		
	負 債 性 資 本 調 達 手 段			オフ・バランス取引等項目			負 債 性 資 本 調 達 手 段			オフ・バランス取引項目		
	期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を 8 % で除して得た額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を 8 % で除して得た額	△	△
				オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額						(新 設)		
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額						(新 設)		
				リスク・アセット等計 (G)						リスク・アセット等計 (G)		
				(削 る)						(参考) マーケット・リスク相当額		
	補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	T i e r 1 比 率 (A / G)	%	%	補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	T i e r 1 比 率 (A / G)	%	%
	補 完 的 項 目 (B)			自 己 資 本 比 率 (F / G)	%	%	補 完 的 項 目 (B)			自 己 資 本 比 率 (F / G)	%	%
〔国内基準に係る連結自己資本比率〕						〔国内基準に係る連結自己資本比率〕						
				信用リスク・アセット算出手法						(新設)		
(単位：百万円)						(単位：百万円)						
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			(新 設)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号

改正案							現行						
		非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△			(新設)			
		新株式申込証拠金			準補完的項目(C)					(新設)			
		資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)					自己資本総額(A+B)(C)			
		利益剰余金			(D)								
		自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額					自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額
		自己株式申込証拠金								自己株式申込証拠金			
		社外流出予定額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの					社外流出予定額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの
		その他有価証券の評価差損	△	△						その他有価証券の評価差損	△	△	
		為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの					為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの
		新株予約権								新株予約権			
		連結子法人等の少数株主持分								連結子会社の少数株主持分			
		うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの					うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			(新設)
		営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段					営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段
		のれん相当額	△	△						のれん相当額	△	△	
		企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△						企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	
		証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額					(新設)			(新設)
		内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△						(新設)			
		繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額					繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			(新設)
		繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額					繰延税金資産の控除金額	△	△	(新設)
		基本的項目(A)								基本的項目(A)			
		償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス					償還を行う蓋然性を有する株式等			(新設)
		土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額								土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			
		一般貸倒引当金								一般貸倒引当金			
		内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			控除項目不算入額	△	△			(新設)			控除項目不算入額
					控除項目(E)								控除項目(D)
		負債性資本調達手段等			自己資本額(D-E)(F)					負債性資本調達手段等			自己資本額(C-D)(E)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案						
		負債性資本調達手段				
		期限付劣後債務及び期限付優先株			資産（オン・バランス）項目	
					オフ・バランス取引等項目	
					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	
					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	
					旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	
					リスク・アセット等計(G)	
		補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%
		補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%
(記載上の注意)						
1～7（略）						
8 平成19年〇月金融庁告示第〇号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。						
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						
第2 中間連結財務諸表						
2（年 月 日現在）中間連結貸借対照表						
(記載上の注意)						
1（略）						
(1)～(3)（略）						
(4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項						
(5)～(15)（略）						
(16) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項						

現行						
		負債性資本調達手段				
		期限付劣後債務及び期限付優先株			資産（オン・バランス）項目	
					オフ・バランス取引項目	
					（新設）	
					（新設）	
					（新設）	
					リスク・アセット等計(F)	
		補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%
		補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%
(記載上の注意)						
1～7（略）						
8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。						
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						
(新設)						
第2 中間連結財務諸表						
2（年 月 日現在）中間連結貸借対照表						
(記載上の注意)						
1（略）						
(1)～(3)（略）						
(4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項						
(5)～(15)（略）						
(16) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項						

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 5 号

改正案	現行
(17) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 (19) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (20) (略) 2～5 (略)	(17) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 (新設) (19) (略) 2～5 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案						現行					
別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)						別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)					
第1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書						第1 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書					
3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕						3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
新株予約権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			新株予約権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
のれん相当額	△	△				のれん相当額	△	△			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			(新設)			(新設)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			(新設)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案						現行					
繰延税金資産の控除金額		△	△	金を上回る額の 50%相当額		繰延税金資産の控除金額		△	△		
基 本 的 項 目 (A)				額		基 本 的 項 目 (A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等				PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		償還を行う蓋然性を有する株式等				(新 設)	
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額				基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス		その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%				(新 設)	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額				控 除 項 目 不 算 入 額		△	△	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			
一 般 貸 倒 引 当 金				控 除 項 目 (E)				一 般 貸 倒 引 当 金			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額								(新 設)			
負債性資本調達手段等				資産 (オン・バランス) 項目				負債性資本調達手段等			
負債性資本調達手段				オフ・バランス取引等項目				負債性資本調達手段			
期限付劣後債務及び期限付優先株				マーケット・リスク相当額を 8 % で除して得た額		△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株			
				オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額							
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額							
				リスク・アセット等計 (G)							
				(削 る)							
補完的項目不算入額		△	△	T i e r 1 比 率 (A / G)		%	%	補完的項目不算入額		△	△
補 完 的 項 目 (B)				自 己 資 本 比 率 (F / G)		%	%	補 完 的 項 目 (B)			

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目 (C)		

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

(新設)					
(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			(新 設)		
非累積的永久優先株			(新 設)		
新株式申込証拠金			(新 設)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案						現行					
資 本 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)			資 本 剰 余 金			自己資本総額(A + B)(C)		
利 益 剰 余 金			(D)			利 益 剰 余 金					
自 己 株 式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自 己 株 式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社 外 流 出 予 定 額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			社 外 流 出 予 定 額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為 替 換 算 調 整 勘 定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			為 替 換 算 調 整 勘 定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新 株 予 約 権						新 株 予 約 権					
連結子法人等の少数株主持分						連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			(新 設)		
営 業 権 相 当 額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			営 業 権 相 当 額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
の れ ん 相 当 額	△	△				の れ ん 相 当 額	△	△			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			(新 設)			(新 設)		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			(新 設)			(新 設)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			繰延税金資産の控除金額	△	△	(新 設)		
基 本 的 項 目 (A)			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス			基 本 的 項 目 (A)			(新 設)		
償還を行う蓋然性を有する株式等						償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額					
一 般 貸 倒 引 当 金						一 般 貸 倒 引 当 金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△	(新 設)			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
			控 除 項 目 (E)						控 除 項 目 (D)		
負債性資本調達手段等			自己資本額(D - E)(F)			負債性資本調達手段等			自己資本額(C - D)(E)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目			期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案

		限付優先株			<u>オフ・バランス取引等項目</u>		
					<u>マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額</u>		
					<u>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</u>		
					<u>旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額</u>		
					<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
補完的項目不算入額		△	△	<u>Tier1比率(A/G)</u>		%	%
補完的項目(B)				<u>自己資本比率(F/G)</u>		%	%

(記載上の注意)
1～7 (略)
8 平成19年〇月金融庁告示第〇号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 連結財務諸表

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(記載上の注意)
1 (略)
(1)～(3) (略)
(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
(5)～(16) (略)
(17) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項
(18) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する

現行

		限付優先株			<u>オフ・バランス取引項目</u>		
					(新 設)		
					(新 設)		
					(新 設)		
					<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
補完的項目不算入額		△	△	<u>Tier1比率(A/F)</u>		%	%
補完的項目(B)				<u>自己資本比率(E/F)</u>		%	%

(記載上の注意)
1～7 (略)
8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
(新設)

第2 連結財務諸表

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(記載上の注意)
1 (略)
(1)～(3) (略)
(4) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
(5)～(16) (略)
(17) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項
(18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 5 号の 2

改正案	現行
事項 (19) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の16、第15条の17及び第 15条の 20 に規定する事業分離に関する事項 (20) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (21) （略） 2 ～ 6 （略）	事項 (19) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の16、第15条の17及び第 15条の 20 に規定する事業分離に関する事項 (新設) (20) （略） 2 ～ 6 （略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 6 号

改正案	現行
別紙様式第 6 号（第 19 条第 1 項及び第 6 項関係） 第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日 住 所 株 式 会 社 代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名 銀 行 名 （記載上の注意） （略） 中間貸借対照表（ 年 月 日現在） （略） （記載上の注意） 1 （略） （1）～（3） （略） （4） 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 4 <u>第 1 項及び第 2 項</u>に規定する有価証券に関する事項 （5）～（21） （略） <u>（22） 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>（23）</u> （略） 2 ～ 3 （略） 中間損益計算書 （略） 第 2 （略）	別紙様式第 6 号（第 19 条第 1 項及び第 6 項関係） 第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日 住 所 株 式 会 社 代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名 銀 行 名 （記載上の注意） （略） 中間貸借対照表（ 年 月 日現在） （略） （記載上の注意） 1 （略） （1）～（3） （略） （4） 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 4 <u>第 1 項から第 3 項まで</u>に規定する有価証券に関する事項 （5）～（21） （略） （新設） <u>（22）</u> （略） 2 ～ 3 （略） 中間損益計算書(略) 第 2 （略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の2

改正案	現行
別紙様式第6号の2（第19条第1項及び第6項関係） 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日 住 所 株 式 会 社 銀 行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)～(21) (略) <u>(22) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(23)</u> (略) 2～3 (略) 中間損益計算書 (略) 第2 (略)	別紙様式第6号の2（第19条第1項及び第6項関係） 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日 住 所 株 式 会 社 銀 行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(21) (略) (新設) <u>(22)</u> (略) 2～3 (略) 中間損益計算書(略) 第2 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案					現行				
別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係）					別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係）				
第1期決算公告					第1期決算公告				
年 月 日					年 月 日				
住 所					住 所				
株式会社 銀行					株式会社 銀行				
代表取締役又は代表執行役 氏 名					代表取締役又は代表執行役 氏 名				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
(略)					(略)				
貸借対照表（ 年 月 日現在）					貸借対照表（ 年 月 日現在）				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)			(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金			預 金			現 金 預 け 金			
現 預 け 金			当 座 預 金			現 預 け 金			
コ ー ル ロ ー ン			普 通 預 金			コ ー ル ロ ー ン			
買 現 先 勘 定			貯 蓄 預 金			買 現 先 勘 定			
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金			通 知 預 金			債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金			
買 入 手 形			定 期 預 金			買 入 手 形			
買 入 金 銭 債 権			定 期 積 金			買 入 金 銭 債 権			
商 品 有 価 証 券			そ の 他 の 預 金			商 品 有 価 証 券			
商 品 国 債			譲 渡 性 預 金			商 品 国 債			
商 品 地 方 債			コ ー ル マ ネ ー			商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			売 現 先 勘 定			商 品 政 府 保 証 債			
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券			債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			そ の 他 の 商 品 有 価 証 券			
金 銭 の 信 託			売 渡 手 形			金 銭 の 信 託			
有 価 証 券			コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー			有 価 証 券			
国 債			借 用 金			国 債			
地 方 債			再 割 引 手 形			地 方 債			
短 期 社 債			借 入 金			短 期 社 債			
社 債			外 国 為 替			社 債			
そ の 他 の 証 券			外 国 他 店 預 り			そ の 他 の 証 券			
貸 出			外 国 他 店 借			貸 出			
割 引 手 形 付			売 渡 外 国 為 替			割 引 手 形 付			
手 証 書 貸 付			未 払 外 国 為 替			手 証 書 貸 付			
当 座 貸 越			短 期 社 債			当 座 貸 越			
外 国 為 替			新 株 予 約 権 付 社 債			外 国 為 替			
			そ の 他 負 債						
			未 決 済 為 替 借						

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案										現行																																																																																																				
	外 外 買 取 そ 未 前 未 先 先 保 金 （ 社 そ 有 建 土 建 そ 無 ソ の の 繰 再 支 貸	国 国 入 立 の 決 払 収 取 引 取 引 管 融 削 債 の 形 固 定 資 産 の れ の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	他 他 外 外 の 決 済 為 替 費 収 入 証 拠 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	店 店 為 為 資 為 替 費 収 入 証 拠 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	預 貸 為 為 資 為 替 費 収 入 証 拠 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 支 負 債 の 部 合 計 （ 純 資 産 の 部 ） 資 新 資 資 そ 利 利 そ 〇 繰 自 自 株 株 そ 繰	払 払 受 業 付 物 物 入 入 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	人 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸	等 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸		未 未 前 従 給 先 先 借 借 売 売 金 そ 賞 役 退 特 金 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	払 費 収 員 補 取 引 取 引 有 有 付 付 融 の 与 員 職 別 金 先 証 繰 再 負 の の れ ん 支 払 承 諾 見 返 貸	法 用 益 預 り 金 備 金 勘 定 等 品 （ 削 る ） の 他 の 資 産 固 定 資 産 の 無 形 固 定 資 産 繰 延 税 金

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案				現行			
		土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計				土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 (略)				1 (略)			
(1)～(26) (略)				(1)～(26) (略)			
<u>(27) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u>				(新設)			
<u>(28) (略)</u>				<u>(27) (略)</u>			
2～5 (略)				2～5 (略)			
損益計算書 (略)				損益計算書 (略)			
第2 (略)				第2 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案					現行				
別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)					別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)				
第1 第 期 決 算 公 告					第1 第 期 決 算 公 告				
年 月 日					年 月 日				
住 所					住 所				
株式会社 銀行					株式会社 銀行				
代表取締役又は代表執行役 氏 名					代表取締役又は代表執行役 氏 名				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
(略)					(略)				
貸借対照表 (年 月 日現在)					貸借対照表 (年 月 日現在)				
(単位：百万円)					(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額		科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)			(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金		預 金			現 金 預 け 金		預 金		
現 金 預 け 金		当 座 預 金			現 金 預 け 金		当 座 預 金		
コ ー ル ロ ー ン		普 通 預 金			コ ー ル ロ ー ン		普 通 預 金		
買 現 先 勘 定		貯 蓄 預 金			買 現 先 勘 定		貯 蓄 預 金		
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		通 知 預 金			債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		通 知 預 金		
買 入 手 形		定 期 預 金			買 入 手 形		定 期 預 金		
買 入 金 銭 債 権		定 期 積 金			買 入 金 銭 債 権		定 期 積 金		
特 定 取 引 資 産		そ の 他 の 預 金			特 定 取 引 資 産		そ の 他 の 預 金		
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金			商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金		
商品有価証券派生商品		コ ー ル マ ネ ー			商品有価証券派生商品		コ ー ル マ ネ ー		
特 定 取 引 有 価 証 券		売 現 先 勘 定			特 定 取 引 有 価 証 券		売 現 先 勘 定		
特定取引有価証券派生商品		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			特定取引有価証券派生商品		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		
特 定 金 融 派 生 商 品		売 渡 手 形			特 定 金 融 派 生 商 品		売 渡 手 形		
その他の特定取引資産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー			その他の特定取引資産		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー		
金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債			金 銭 の 信 託		特 定 取 引 負 債		
有 価 証 券		売 付 商 品 債 券			有 価 証 券		売 付 商 品 債 券		
国 債		商品有価証券派生商品			国 債		商品有価証券派生商品		
地 方 債		特 定 取 引 売 付 債 券			地 方 債		特 定 取 引 売 付 債 券		
短 期 社 債		特定取引有価証券派生商品			短 期 社 債		特定取引有価証券派生商品		
株 式 債		特 定 金 融 派 生 商 品			株 式 債		特 定 金 融 派 生 商 品		
そ の 他 の 証 券		そ の 他 の 特 定 取 引 負 債			そ の 他 の 証 券		そ の 他 の 特 定 取 引 負 債		
貸 出 手 形		借 用 金			貸 出 手 形		借 用 金		
割 引 手 形		再 割 引 手 形			割 引 手 形		再 割 引 手 形		
手 形 貸 付		借 入 金			手 形 貸 付		借 入 金		
		外 国 為 替					外 国 為 替		
		外 国 他 店 預 り					外 国 他 店 預 り		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案										現行									
証書貸付 当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸替 買入外国為替 取引立外国為替 その他の資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 (削る) 社債発行費 その他の資産 有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金					外国他店借 売渡外国為替 未払外国為替 短期社債 株予約権付社債 その他の負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入特定取引有価証券 借入有価証券 売付債権 金融派生商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金					証書貸付 当座貸越 外国為替 外国他店預け 外国他店貸替 買入外国為替 取引立外国為替 その他の資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券等 金融派生商品 社債発行差金 社債発行費 その他の資産 有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金					外国他店借 売渡外国為替 未払外国為替 短期社債 株予約権付社債 その他の負債 未決済為替借 未払法人税等 未払費用 前受収益 従業員預り金 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入商品債券 借入特定取引有価証券 借入有価証券 売付債権 金融派生商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案				現行					
			そ の 他 利 益 剰 余 金 ○ ○ 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計	△			そ の 他 利 益 剰 余 金 ○ ○ 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計	△	
資 産 の 部 合 計			負債及び純資産の部合計		資 産 の 部 合 計			負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)					
1 (略)				1 (略)					
(1)～(26) (略)				(1)～(26) (略)					
<u>(27) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u>				<u>(27) (略)</u>					
<u>(28) (略)</u>				<u>(27) (略)</u>					
2～5 (略)				2～5 (略)					
損益計算書 (略)				損益計算書 (略)					
第2 (略)				第2 (略)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第7号

改正案	現行
別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係） 第1第期中間決算公告 年月日 住所 銀行支店 代表者氏名 （記載上の注意） （略） 中間貸借対照表（年月日現在） （略） （記載上の注意） 1（略） （1）～（3）（略） （4）中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 （5）～（14）（略） <u>（15）資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>（16）（略）</u> 2・3（略） 中間損益計算書（略） 第2（略）	別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係） 第1第期中間決算公告 年月日 住所 銀行支店 代表者氏名 （記載上の注意） （略） 中間貸借対照表（年月日現在） （略） （記載上の注意） 1（略） （1）～（3）（略） （4）中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項 （5）～（14）（略） （新設） <u>（15）（略）</u> 2・3（略） 中間損益計算書（略） 第2（略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改正案	現行
別紙様式第7号の2（第19条第1項及び第6項関係） 第1第期中間決算公告 年月日 住所 銀行支店 代表者氏名 (記載上の注意) (略) 中間貸借対照表（年月日現在） (略) (記載上の注意) 1（略） (1)～(3)（略） (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)～(14)（略） <u>(15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(16)（略）</u> 2・3（略） 中間損益計算書（略） 第2（略）	別紙様式第7号の2（第19条第1項及び第6項関係） 第1第期中間決算公告 年月日 住所 銀行支店 代表者氏名 (記載上の注意) (略) 中間貸借対照表（年月日現在） (略) (記載上の注意) 1（略） (1)～(3)（略） (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(14)（略） (新設) <u>(15)（略）</u> 2・3（略） 中間損益計算書（略） 第2（略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行
別紙様式第7号の3（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 年 月 日 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 (記載上の注意) (略) 貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) (1)～(15) (略) <u>(16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(17) (略)</u> 2～5 (略) 損益計算書 (略) 第2 (略)	別紙様式第7号の3（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 年 月 日 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 (記載上の注意) (略) 貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) (1)～(15) (略) (新設) <u>(16) (略)</u> 2～5 (略) 損益計算書 (略) 第2 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案	現行
別紙様式第7号の4（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 年 月 日 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 (記載上の注意) (略) 貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) (1)～(15) (略) <u>(16) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(17) (略)</u> 2～5 (略) 損益計算書 (略) 第2 (略)	別紙様式第7号の4（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 年 月 日 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 名 (記載上の注意) (略) 貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) (1)～(15) (略) (新設) <u>(16) (略)</u> 2～5 (略) 損益計算書 (略) 第2 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
別紙様式第8号（第19条第2項及び第6項関係） 第1期中間決算公告 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)～(3) (略) (4) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)～(16) (略) (17) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項 (19) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 (20) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (21) (略) 3～6 (略) 中間連結損益計算書 (略) 第2期中間決算公告(要旨) 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (単位：百万円又は億円)	別紙様式第8号（第19条第2項及び第6項関係） 第1期中間決算公告 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)～(3) (略) (4) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)～(16) (略) (17) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項 (19) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 (新設) (20) (略) 3～6 (略) 中間連結損益計算書 (略) 第2期中間決算公告(要旨) 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (単位：百万円又は億円)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第8号

改正案					現行				
	科 目	金 額	科 目	金 額		科 目	金 額	科 目	金 額
	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)			(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
	現 金 預 け 金		預 金			現 金 預 け 金		預 金	
	コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金			コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
	買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形			買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
	債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定			債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
	買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金			買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
	特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー			特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
	商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債			商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
	金 銭 の 信 託		借 用 金			金 銭 の 信 託		借 用 金	
	有 価 証 券		外 国 為 替			有 価 証 券		外 国 為 替	
	貸 出 金		短 期 社 債			貸 出 金		短 期 社 債	
	外 国 為 替		社 債			外 国 為 替		社 債	
	そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債			そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
	有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債			有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
	無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金			無 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
	繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金			繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
	再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金			再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金	
	支 払 承 諾 見 返 金		特 別 法 上 の 引 当 金			支 払 承 諾 見 返 金		特 別 法 上 の 引 当 金	
	貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債			貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
			再評価に係る繰延税金負債					再評価に係る繰延税金負債	
			負 の の れ ん					負 の の れ ん	
			支 払 承 諾					支 払 承 諾	
			負債の部合計					負債の部合計	
			(純資産の部)					(純資産の部)	
			資 本 金					資 本 金	
			新 株 式 申 込 証 拠 金					新 株 式 申 込 証 拠 金	
			資 本 剰 余 金					資 本 剰 余 金	
			利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金	
			自 己 株 式	△				自 己 株 式	△
			自 己 株 式 申 込 証 拠 金					自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
			株 主 資 本 合 計					株 主 資 本 合 計	
			その他の有価証券評価差額金					その他の有価証券評価差額金	
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
			土 地 再 評 価 差 額 金					土 地 再 評 価 差 額 金	
			為 替 換 算 調 整 勘 定					為 替 換 算 調 整 勘 定	
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
			新 株 予 約 権					新 株 予 約 権	
			少 数 株 主 持 分					(新 設)	
			純資産の部合計					純資産の部合計	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第8号

改正案				現行			
資 産 の 部 合 計			負債及び純資産の部合計	資 産 の 部 合 計			負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
(削る)				<u>1 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。</u>			
				<u>① 連結の範囲に関する事項</u>			
				<u>② 持分法の適用に関する事項</u>			
				<u>③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項</u>			
<u>1・2</u> (略)				<u>2・3</u> (略)			
中間連結損益計算書 (略)				中間連結損益計算書 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
別紙様式第8号の2（第19条第2項及び第6項関係） 第1期決算公告 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)～(3) (略) (4) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(17) (略) (18) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項 (19) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項 (20) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項 (21) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (22) (略) 3～7 (略) 連結損益計算書 (略) 第2期決算公告（要旨） 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略)	別紙様式第8号の2（第19条第2項及び第6項関係） 第1期決算公告 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)～(3) (略) (4) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(17) (略) (18) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項 (19) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項 (20) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項 (新設) (21) (略) 3～7 (略) 連結損益計算書 (略) 第2期決算公告（要旨） 年 月 日 住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
(記載上の注意) (削る) 1・2 (略) 連結損益計算書 (略)	(記載上の注意) 1 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 ① 連結の範囲に関する事項 ② 持分法の適用に関する事項 ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 ④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 ⑤ のれんの償却に関する事項 2・3 (略) 連結損益計算書 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行																				
別紙様式第9号（第20条第1項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告 （記載上の注意） 1～3 （略） 4 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。 5 （略） 1 当行の現況に関する事項 (1) （略） (2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1～2 （略） 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。 4～7 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 （略） (3) （略） (4) 営業所等の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 イ 営業所数の推移 （略） ロ 当年度新設営業所 <table><thead><tr><th>営 業 所 名</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	営 業 所 名	所 在 地									別紙様式第9号（第20条第1項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告 （記載上の注意） 1～3 （略） 4 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。 5 （略） 1 当行の現況に関する事項 (1) （略） (2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1～2 （略） 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。 4～7 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 （略） (3) （略） (4) 営業所等の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 イ 営業所数の推移 （略） ロ 当年度新設営業所 <table><thead><tr><th>営 業 所 名</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	営 業 所 名	所 在 地								
営 業 所 名	所 在 地																				
営 業 所 名	所 在 地																				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案			現行																																																							
(記載上の注意) 1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第 52 条の 61 第 2 項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2～4 （略） △ 銀行代理業者の一覧 <table><thead><tr><th>氏名又は名称</th><th>主たる営業所又は事務所の所在地</th><th>銀行代理業以外の主要業務</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。 三 銀行が営む銀行代理業等の状況 <table><thead><tr><th>所属金融機関の商号又は名称</th></tr></thead><tbody><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 当該銀行が銀行代理業等（銀行代理業、長期信用銀行法第 16 条の 5 第 2 項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第 85 条の 2 第 2 項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第 89 条の 3 第 2 項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条の 3 第 2 項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第 92 条の 2 第 2 項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第 121 条の 2 第 2 項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第 95 条の 2 第 2 項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。 (削 る) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 銀行業 ロ ……事業 (記載上の注意) 1 （略） 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務										所属金融機関の商号又は名称				(記載上の注意) 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2～4 （略） △ 銀行代理業者数の推移 <table><thead><tr><th>当年度末</th><th>前年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> (新設) 二 当年度新規銀行代理業者 <table><thead><tr><th>氏名又は名称</th><th>主たる営業所又は事務所の所在地</th><th>銀行業以外の主要業務</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。 ホ 銀行代理業を営む営業所数又は事務所数の推移 <table><thead><tr><th></th><th>当 年 度 末</th><th>前 年 度 末</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 適宜地区別に区分して記載すること。 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 銀行業 ロ ……事業 (記載上の注意) 1 （略） 2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業を			当年度末	前年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務											当 年 度 末	前 年 度 末																合 計		
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務																																																								
所属金融機関の商号又は名称																																																										
当年度末	前年度末																																																									
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務																																																								
	当 年 度 末	前 年 度 末																																																								
合 計																																																										

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
① 「営業所数の推移」については、当該銀行の営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。 ② 「当年度新設営業所」については、当該銀行の営む主要な営業所を記載すること。 ③ 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。 ④ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。 3 (略) (5)～(8) (略) 2 (略) 3 社外役員に関する事項 (1)～(2) (3) 責任限定契約 (略) (記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。 (4)～(5) (略) 4～10 (略)	営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。 なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。 3 (略) (5)～(8) (略) 2 (略) 3 社外役員に関する事項 (1)～(2) (3) 責任限定契約 (略) (記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。 (4)～(5) (略) 4～10 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行																																																								
別紙様式第9号の2（第20条第1項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告 (記載上の注意) (略) 1 当行の現況に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 営業所等の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 イ 営業所数の推移 (略) ロ 当年度新設営業所 <table><thead><tr><th>営 業 所 名</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2～4 (略) ハ 銀行代理業者の一覧 <table><thead><tr><th>氏名又は名称</th><th>主たる営業所又は事務所の所在地</th><th>銀行代理業以外の主要業務</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。 三 銀行が営む銀行代理業等の状況 <table><thead><tr><th>所属金融機関の商号又は名称</th></tr></thead><tbody><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 当該銀行が銀行代理業等（銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3	営 業 所 名	所 在 地											氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務										所属金融機関の商号又は名称				別紙様式第9号の2（第20条第1項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告 (記載上の注意) (略) 1 当行の現況に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 営業所等の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 イ 営業所数の推移 (略) ロ 当年度新設営業所 <table><thead><tr><th>営 業 所 名</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2～4 (略) ハ 銀行代理業者数の推移 <table><thead><tr><th>当年度末</th><th>前年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> (新設) 三 当年度新規銀行代理業者 <table><thead><tr><th>氏名又は名称</th><th>主たる営業所又は事務所の所在地</th><th>銀行業以外の主要業務</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。	営 業 所 名	所 在 地											当年度末	前年度末			氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務									
営 業 所 名	所 在 地																																																								
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務																																																							
所属金融機関の商号又は名称																																																									
営 業 所 名	所 在 地																																																								
当年度末	前年度末																																																								
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務																																																							

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行																		
<u>第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。</u> (削る)																			
	<u>ホ 銀行代理業を営む営業所数又は事務所数の推移</u> <table><tr><th></th><th>当年度末</th><th>前年度末</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></table>		当年度末	前年度末													合 計		
	当年度末	前年度末																	
合 計																			
	<u>(記載上の注意)</u> <u>適宜地区別に区分して記載すること。</u>																		
[企業集団の状況について記載する場合] イ 銀行業 ロ ……事業 (記載上の注意) 1 (略) <u>2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。</u> <u>① 「営業所数の推移」については、当該銀行の営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。</u> <u>② 「当年度新設営業所」については、当該銀行の営む主要な営業所を記載すること。</u> <u>③ 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。</u> <u>④ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。</u> 3 (略) (5)～(8) (略) 2 (略) 3 社外役員に関する事項 (1)～(2) (3) 責任限定契約 (略) (記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該<u>社外役員</u>の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。 (4)～(5) (略) 4～5 (略)	[企業集団の状況について記載する場合] イ 銀行業 ロ ……事業 (記載上の注意) 1 (略) <u>2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業を営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。</u> <u>なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。</u>																		
	3 (略) (5)～(8) (略) 2 (略) 3 社外役員に関する事項 (1)～(2) (3) 責任限定契約 (略) (記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該<u>会計参与</u>の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。 (4)～(5) (略) 4～5 (略)																		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
6 会計監査人に関する事項 (1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意) 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つた指定社員(公認会計士法第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。 2～5 (略) (2)～(3) (略) 7～10 (略)	6 会計監査人に関する事項 (1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意) 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つた指定社員(公認会計士法 <u>(昭和 23 年法律第 103 号)</u> 第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。 2～5 (略) (2)～(3) (略) 7～10 (略)

改正案	現行																																																																				
別紙様式第 10 号（第 20 条第 2 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 附属明細書 年 月 日作成 年 月 日備付 住所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 （記載上の注意） （略） 1 計算書類に関する事項 (1)・(2)（略） (3) 営業経費 （単位：百万円） <table><thead><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>給 料 ・ 手 当</td><td></td></tr><tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td></td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr><tr><td>（ 削 る ）</td><td></td></tr><tr><td>土 地 建 物 機 械 賃 借 料</td><td></td></tr><tr><td>営 繕 費</td><td></td></tr><tr><td>消 耗 品 費</td><td></td></tr><tr><td>給 水 光 熱 費</td><td></td></tr><tr><td>旅 費</td><td></td></tr><tr><td>通 信 費</td><td></td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td></td></tr><tr><td>諸会費・寄付金・交際費</td><td></td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr></tbody></table> （記載上の注意） （略） (4) （略） 2 （略）	区 分	金 額	給 料 ・ 手 当		退 職 給 付 費 用		福 利 厚 生 費		減 価 償 却 費		（ 削 る ）		土 地 建 物 機 械 賃 借 料		営 繕 費		消 耗 品 費		給 水 光 熱 費		旅 費		通 信 費		広 告 宣 伝 費		諸会費・寄付金・交際費		租 税 公 課		そ の 他		計		別紙様式第 10 号（第 20 条第 2 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 附属明細書 年 月 日作成 年 月 日備付 住所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 （記載上の注意） （略） 1 計算書類に関する事項 (1)・(2)（略） (3) 営業経費 （単位：百万円） <table><thead><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>給 料 ・ 手 当</td><td></td></tr><tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td></td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr><tr><td>無 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr><tr><td>土 地 建 物 機 械 賃 借 料</td><td></td></tr><tr><td>営 繕 費</td><td></td></tr><tr><td>消 耗 品 費</td><td></td></tr><tr><td>給 水 光 熱 費</td><td></td></tr><tr><td>旅 費</td><td></td></tr><tr><td>通 信 費</td><td></td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td></td></tr><tr><td>諸会費・寄付金・交際費</td><td></td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr></tbody></table> （記載上の注意） （略） (4) （略） 2 （略）	区 分	金 額	給 料 ・ 手 当		退 職 給 付 費 用		福 利 厚 生 費		減 価 償 却 費		無 形 固 定 資 産 償 却		土 地 建 物 機 械 賃 借 料		営 繕 費		消 耗 品 費		給 水 光 熱 費		旅 費		通 信 費		広 告 宣 伝 費		諸会費・寄付金・交際費		租 税 公 課		そ の 他		計	
区 分	金 額																																																																				
給 料 ・ 手 当																																																																					
退 職 給 付 費 用																																																																					
福 利 厚 生 費																																																																					
減 価 償 却 費																																																																					
（ 削 る ）																																																																					
土 地 建 物 機 械 賃 借 料																																																																					
営 繕 費																																																																					
消 耗 品 費																																																																					
給 水 光 熱 費																																																																					
旅 費																																																																					
通 信 費																																																																					
広 告 宣 伝 費																																																																					
諸会費・寄付金・交際費																																																																					
租 税 公 課																																																																					
そ の 他																																																																					
計																																																																					
区 分	金 額																																																																				
給 料 ・ 手 当																																																																					
退 職 給 付 費 用																																																																					
福 利 厚 生 費																																																																					
減 価 償 却 費																																																																					
無 形 固 定 資 産 償 却																																																																					
土 地 建 物 機 械 賃 借 料																																																																					
営 繕 費																																																																					
消 耗 品 費																																																																					
給 水 光 熱 費																																																																					
旅 費																																																																					
通 信 費																																																																					
広 告 宣 伝 費																																																																					
諸会費・寄付金・交際費																																																																					
租 税 公 課																																																																					
そ の 他																																																																					
計																																																																					

改正案						現行					
別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第 1 項関係）						別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第 1 項関係）					
第 1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書						第 1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書					
5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕						5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
新株予約権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			新株予約権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
のれん相当額	△	△				のれん相当額	△	△			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			(新設)			(新設)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			(新設)		
(上記各項目の合計額)						(上記各項目の合計額)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 11 号

改正案						現行					
	繰延税金資産の控除金額	△	△	金を上回る額の 50％相当額			繰延税金資産の控除金額	△	△		
	基 本 的 項 目 (A)			額			基 本 的 項 目 (A)				
	償還を行う蓋然性を有する株式等			PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャー			償還を行う蓋然性を有する株式等			(新 設)	
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45％相当額			の期待損失額			その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45％			(新 設)	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45％相当額			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45％に相当する額			控 除 項 目 不 算 入 額	△
	一 般 貸 倒 引 当 金			控 除 項 目 (E)	△	△	一 般 貸 倒 引 当 金			控 除 項 目 (E)	△
	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額						(新 設)				
	負債性資本調達手段等			自己資本額 (D − E) (F)			負債性資本調達手段等			自己資本額 (D − E) (F)	
	負債性資本調達手段						負債性資本調達手段				
	期限付劣後債務及び期限付優先株			資産 (オン・バランス) 項目			期限付劣後債務及び期限付優先株			資産 (オン・バランス) 項目	
				オフ・バランス取引等項目						オフ・バランス取引項目	
				マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額	△	△				マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額	△
				オペレーショナル・リスク相当額を 8％で除して得た額						(新 設)	
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額						(新 設)	
	補完的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計 (G)			補完的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計 (G)	
	補 完 的 項 目 (B)			(削 る)			補 完 的 項 目 (B)			(参考) マーケット・リスク相当額	
[第二基準に係る連結自己資本比率]						[第二基準に係る連結自己資本比率]					
				信用リスク・アセット算出手法						(新設)	
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			(新 設)		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			(新 設)		
新株式申込証拠金			準補完的項目 (C)			新株式申込証拠金			(新 設)		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 11 号

改正案							現行						
資 本 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)				資 本 剰 余 金			自己資本総額(A + B)(C)			
利 益 剰 余 金			(D)				利 益 剰 余 金						
自 己 株 式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額				自 己 株 式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			
自己株式申込証拠金							自己株式申込証拠金						
社 外 流 出 予 定 額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの				社 外 流 出 予 定 額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			
その他有価証券の評価差損	△	△					その他有価証券の評価差損	△	△				
為 替 換 算 調 整 勘 定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの				為 替 換 算 調 整 勘 定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			
新 株 予 約 権							新 株 予 約 権						
連結子法人等の少数株主持分							連結子会社の少数株主持分						
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの				うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			(新 設)			
営 業 権 相 当 額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段				営 業 権 相 当 額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			
の れ ん 相 当 額	△	△					の れ ん 相 当 額	△	△				
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△					企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△				
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額				(新 設)			(新 設)			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△					(新 設)						
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額				繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			(新 設)			
繰延税金資産の控除金額	△	△					繰延税金資産の控除金額	△	△				
基 本 的 項 目 (A)			PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額				基 本 的 項 目 (A)			(新 設)			
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス				償還を行う蓋然性を有する株式等			(新 設)			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額							土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額						
一 般 貸 倒 引 当 金							一 般 貸 倒 引 当 金						
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△		(新 設)			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△	
			控 除 項 目 (E)							控 除 項 目 (D)			
負債性資本調達手段等			自己資本額(D - E)(F)				負債性資本調達手段等			自己資本額(C - D)(E)			
負債性資本調達手段							負債性資本調達手段						
期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目				期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案

		限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
					旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
					リスク・アセット等計(G)		
		補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
		補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

(記載上の注意)

1～6 (略)

7 平成19年〇月金融庁告示第〇号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 中間連結財務諸表

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項

(5)～(15) (略)

(16) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項

(17) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関

現行

		限付優先株			オフ・バランス取引項目		
					(新 設)		
					(新 設)		
					(新 設)		
					リスク・アセット等計(F)		
		補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
		補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～6 (略)

7 平成17年12月金融庁告示第78号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

(新設)

第2 中間連結財務諸表

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項

(5)～(15) (略)

(16) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項

(17) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行
する事項 (18) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第17条の 8、第 17 条の 9 及び第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項 (19) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (20) （略） 2 ～ 6 （略）	に関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第17条の 8、第 17 条の 9 及び第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項 （新 設） (19) （略） 2 ～ 6 （略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案						現行					
別紙様式第 12 号 （第 34 条の 24 第 2 項関係）						別紙様式第 12 号 （第 34 条の 24 第 2 項関係）					
第 1 年 月 日から 年 月 日まで 中間事業概況書						第 1 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書					
8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕						8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕					
信用リスク・アセット算出手法						(新設)					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A + B + C)			利益剰余金			自己資本総額(A + B + C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			(新設)			(新設)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)			(新設)		
繰延税金資産の控除金額	△	△				繰延税金資産の控除金額	△	△			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案						現行									
基 本 的 項 目 (A)				額			基 本 的 項 目 (A)								
		償還を行う蓋然性を有する株式等			PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャー					(新 設)					
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額				の期待損失額			その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%					(新 設)			
				基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス					控 除 項 目 不 算 入 額	△	△				
一 般 貸 倒 引 当 金				控 除 項 目 (E)			一 般 貸 倒 引 当 金				控 除 項 目 (E)				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額							(新 設)								
				自己資本額 (D − E) (F)					自己資本額 (D − E) (F)						
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等				資産 (オン・バランス) 項目			負 債 性 資 本 調 達 手 段 等				資産 (オン・バランス) 項目				
負 債 性 資 本 調 達 手 段				オフ・バランス取引等項目			負 債 性 資 本 調 達 手 段				オフ・バランス取引項目				
期限付劣後債務及び期限付優先株				マーケット・リスク相当額を 8 % で除して得た額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株				マーケット・リスク相当額を 8 % で除して得た額	△	△		
				オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額							(新 設)				
				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額					(新 設)						
				リスク・アセット等計 (G)					リスク・アセット等計 (G)						
				(削 る)					(参考) マーケット・リスク相当額						
補 完 的 項 目 不 算 入 額		△	△	T i e r 1 比 率 (A / G)	%	%	補 完 的 項 目 不 算 入 額		△	△	T i e r 1 比 率 (A / G)	%	%		
補 完 的 項 目 (B)				自 己 資 本 比 率 (F / G)	%	%	補 完 的 項 目 (B)				自 己 資 本 比 率 (F / G)	%	%		
〔第二基準に係る連結自己資本比率〕						〔第二基準に係る連結自己資本比率〕									
信用リスク・アセット算出手法						(新 設)									
(単位：百万円)						(単位：百万円)									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末			
資 本 金			短 期 劣 後 債 務				資 本 金			(新 設)					
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△		非累積的永久優先株			(新 設)					
新 株 式 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)				新 株 式 申 込 証 拠 金			(新 設)					
資 本 剰 余 金			自己資本総額 (A + B + C)				資 本 剰 余 金			自己資本総額 (A + B) (C)					
利 益 剰 余 金			(D)				利 益 剰 余 金								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 12 号

改正案							現行																							
	自	己	株	式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自	己	株	式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額														
	自	己	株	式	申	込		証	拠	金			自	己	株		式	申	込	証	拠	金								
	社	外	流	出	予	定	額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			社	外	流	出	予	定	額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの								
	その他有価証券の評価差損	△	△	その他有価証券の評価差損	△	△	その他有価証券の評価差損	△	△		その他有価証券の評価差損	△	△	その他有価証券の評価差損	△	△														
	為	替	換	算	調	整	勘	定			為	替	換	算	調	整	勘	定			為	替	換	算	調	整	勘	定		
	新	株	予	約	権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			新	株	予	約	権			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			新	株	予	約	権					
	連結子法人等の少数株主持分			連結子法人等の少数株主持分			連結子法人等の少数株主持分				連結子法人等の少数株主持分			連結子法人等の少数株主持分																
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			(新設)														
	営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			営業権相当額	△	△	営業権相当額	△	△	営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段														
	のれん相当額	△	△		のれん相当額	△	△	のれん相当額	△	△	のれん相当額	△	△																	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	(新設)														
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△		証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△																	
	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額			(新設)														
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）				繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）																
	繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			繰延税金資産の控除金額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△	(新設)														
	基本的項目(A)				基本的項目(A)			基本的項目(A)			基本的項目(A)			基本的項目(A)																
	償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/0 ストリップス			償還を行う蓋然性を有する株式等			償還を行う蓋然性を有する株式等			償還を行う蓋然性を有する株式等			(新設)														
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額				土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額																
	一般貸倒引当金			控除項目不算入額	△	△	一般貸倒引当金			一般貸倒引当金			一般貸倒引当金			控除項目不算入額	△	△												
	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額				控除項目(E)			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額																
負債性資本調達手段等			自己資本額(D－E)(F)			負債性資本調達手段等			負債性資本調達手段等			負債性資本調達手段等			自己資本額(C－D)(E)															
負債性資本調達手段				負債性資本調達手段			負債性資本調達手段			負債性資本調達手段			負債性資本調達手段																	
期限付劣後債務及び期限付優先株			資産(オン・バランス)項目			期限付劣後債務及び期限付優先株			期限付劣後債務及び期限付優先株			期限付劣後債務及び期限付優先株			資産(オン・バランス)項目															
			オフ・バランス取引等項目												オフ・バランス取引項目															
			マーケット・リスク相当額を												(新設)															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案

			8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

(記載上の注意)

1～6 (略)

7 平成19年〇月金融庁告示第〇号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

第2 連結財務諸表

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(5)～(16) (略)

(17) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(18) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項

(19) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15

現行

			(新 設)		
			(新 設)		
			リスク・アセット等計(F)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～6 (略)

7 平成17年12月金融庁告示第78号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

(新設)

第2 連結財務諸表

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(5)～(16) (略)

(17) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項

(19) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行
条の 20 に規定する事業分離に関する事項 <u>(20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> <u>(21)</u> （略） 2 ～ 7 （略）	条の 20 に規定する事業分離に関する事項 （新 設） <u>(20)</u> （略） 2 ～ 7 （略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行
別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係) 第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)~(3) (略) (4) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券に関する事項 (5)~(16) (略) (17) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の 2 及び第17条の 3 に規定するストック・オプションに関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の 4 から第17条の 7 まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の 3 及び第62条の 3 に規定する企業結合に関する事項 (19) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の 8、第 17 条の 9 及び第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項 (20) <u>資産の部の有価証券中の社債 (当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)</u>に係る保証債務の額 (21) (略) 3 ~ 7 (略) 中間連結損益計算書 (略) 第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)	別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係) 第 1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)~(3) (略) (4) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券に関する事項 (5)~(16) (略) (17) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の 2 及び第17条の 3 に規定するストック・オプションに関する事項 (18) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の 4 から第17条の 7 まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の 3 及び第62条の 3 に規定する企業結合に関する事項 (19) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第17条の 8、第 17 条の 9 及び第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項 (新設) (20) (略) 3 ~ 7 (略) 中間連結損益計算書 (略) 第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 13 号

改正案				現行			
(単位：百万円又は億円)				(単位：百万円又は億円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 渡 性 預 金		現 金 預 け 金		預 渡 性 預 金	
コールローン及び買入手形		コールマネー及び売渡手形		コールローン及び買入手形		コールマネー及び売渡手形	
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定		買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債券貸借取引支払保証金		債券貸借取引受入担保金		債券貸借取引支払保証金		債券貸借取引受入担保金	
買 入 金 銭 債 権		コマーシャル・ペーパー		買 入 金 銭 債 権		コマーシャル・ペーパー	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債		特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券		借 用 金		商 品 有 価 証 券		借 用 金	
金 銭 の 信 託		外 国 為 替		金 銭 の 信 託		外 国 為 替	
有 価 証 券		短 期 社 債		有 価 証 券		短 期 社 債	
貸 出 金		社 債		貸 出 金		社 債	
外 国 為 替		新 株 予 約 権 付 社 債		外 国 為 替		新 株 予 約 権 付 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金		有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金		繰 延 税 金 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		特 別 法 上 の 引 当 金		再評価に係る繰延税金資産		特 別 法 上 の 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		繰 延 税 金 負 債		支 払 承 諾 見 返		繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金	△	再評価に係る繰延税金負債		貸 倒 引 当 金	△	再評価に係る繰延税金負債	
		負 の の れ ん				負 の の れ ん	
		支 払 承 諾				支 払 承 諾	
		負 債 の 部 合 計				負 債 の 部 合 計	
		(純 資 産 の 部)				(純 資 産 の 部)	
		資 本 金				資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金				新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金				資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△			自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金				自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計				株 主 資 本 合 計	
		その他有価証券評価差額金				その他有価証券評価差額金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益				繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金				土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定				為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		新 株 予 約 権				新 株 予 約 権	
		少 数 株 主 持 分				(新 設)	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案				現行			
			純資産の部合計			純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
(削る)				<u>1 銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。</u>			
				① 連結の範囲に関する事項			
				② 持分法の適用に関する事項			
				③ 連結法人等の中間決算日等に関する事項			
<u>1 ～ 3</u> (略)				<u>2 ～ 4</u> (略)			
中間連結損益計算書 (略)				中間連結損益計算書 (略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の 2

改正案	現行
別紙様式第 13 号の 2（第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係） 第 1 第 期 決 算 公 告 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)～(3) (略) (4) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 15 条の 6 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(17) (略) (18) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 15 条の 9 から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項 (19) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の 12 から第 15 条の 15 まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第 63 条の 3 に規定する企業結合に関する事項 (20) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の16、第15条の17及び第 15 条の 20 に規定する事業分離に関する事項 (21) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (22) (略) 3 ～ 8 (略) 連結損益計算書 (略) 第 2 第 期 決 算 公 告（要旨） 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略)	別紙様式第 13 号の 2（第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係） 第 1 第 期 決 算 公 告 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 (1)～(3) (略) (4) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 15 条の 6 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項 (5)～(17) (略) (18) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 15 条の 9 から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項 (19) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の 12 から第 15 条の 15 まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第 63 条の 3 に規定する企業結合に関する事項 (20) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第15条の16、第15条の17及び第 15 条の 20 に規定する事業分離に関する事項 (新設) (21) (略) 3 ～ 8 (略) 連結損益計算書 (略) 第 2 第 期 決 算 公 告（要旨） 年 月 日 住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) 連結貸借対照表（ 年 月 日現在） (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の 2

改正案	現行
(記載上の注意) (削 る) 1 ～ 3 (略) 連結損益計算書 (略)	(記載上の注意) 1 銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 ① 連結の範囲に関する事項 ② 持分法の適用に関する事項 ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 ④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 ⑤ のれんの償却に関する事項 2 ～ 4 (略) 連結損益計算書 (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
別紙様式第 14 号（第 34 条の 28 第 1 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告 （記載上の注意） （略） 1 ～ 2 （略） 3 社外役員に関する事項 （1）～（2） （3） 責任限定契約 （略） （記載上の注意） 社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。 （4）～（5） （略） 4 ～ 5 （略） 6 会計監査人に関する事項 （1） 会計監査人の状況 （略） （記載上の注意） 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つた指定社員（公認会計士法第34条の10の 4 に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。 2 ～ 5 （略） （2）～（3） （略） 7 ～ 10 （略）	別紙様式第 14 号（第 34 条の 28 第 1 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告 （記載上の注意） （略） 1 ～ 2 （略） 3 社外役員に関する事項 （1）～（2） （3） 責任限定契約 （略） （記載上の注意） 社外役員と銀行との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。 （4）～（5） （略） 4 ～ 5 （略） 6 会計監査人に関する事項 （1） 会計監査人の状況 （略） （記載上の注意） 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つた指定社員（公認会計士法 <u>（昭和 23 年法律第 103 号）</u> 第34条の10の 4 に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。 2 ～ 5 （略） （2）～（3） （略） 7 ～ 10 （略）

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 15 号

改正案	現行																																																																				
別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係) 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 附属明細書 年 月 日作成 年 月 日備付 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 (記載上の注意) (略) 1 計算書類に関する事項 (1)~(2) (略) (3) 営業経費 (単位：百万円) <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td></tr><tr><td>給 料 ・ 手 当</td><td></td></tr><tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td></td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr><tr><td>(削 る)</td><td></td></tr><tr><td>土 地 建 物 機 械 賃 借 料</td><td></td></tr><tr><td>営 繕 費</td><td></td></tr><tr><td>消 耗 品 費</td><td></td></tr><tr><td>給 水 光 熱 費</td><td></td></tr><tr><td>旅 費</td><td></td></tr><tr><td>通 信 費</td><td></td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td></td></tr><tr><td>諸会費・寄付金・交際費</td><td></td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr></table> (記載上の注意) (略) (4) (略) 2 (略)	区 分	金 額	給 料 ・ 手 当		退 職 給 付 費 用		福 利 厚 生 費		減 価 償 却 費		(削 る)		土 地 建 物 機 械 賃 借 料		営 繕 費		消 耗 品 費		給 水 光 熱 費		旅 費		通 信 費		広 告 宣 伝 費		諸会費・寄付金・交際費		租 税 公 課		そ の 他		計		別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係) 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 附属明細書 年 月 日作成 年 月 日備付 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 (記載上の注意) (略) 1 計算書類に関する事項 (1)~(2) (略) (3) 営業経費 (単位：百万円) <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td></tr><tr><td>給 料 ・ 手 当</td><td></td></tr><tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr><tr><td>福 利 厚 生 費</td><td></td></tr><tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr><tr><td>無 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr><tr><td>土 地 建 物 機 械 賃 借 料</td><td></td></tr><tr><td>営 繕 費</td><td></td></tr><tr><td>消 耗 品 費</td><td></td></tr><tr><td>給 水 光 熱 費</td><td></td></tr><tr><td>旅 費</td><td></td></tr><tr><td>通 信 費</td><td></td></tr><tr><td>広 告 宣 伝 費</td><td></td></tr><tr><td>諸会費・寄付金・交際費</td><td></td></tr><tr><td>租 税 公 課</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td></tr></table> (記載上の注意) (略) (4) (略) 2 (略)	区 分	金 額	給 料 ・ 手 当		退 職 給 付 費 用		福 利 厚 生 費		減 価 償 却 費		無 形 固 定 資 産 償 却		土 地 建 物 機 械 賃 借 料		営 繕 費		消 耗 品 費		給 水 光 熱 費		旅 費		通 信 費		広 告 宣 伝 費		諸会費・寄付金・交際費		租 税 公 課		そ の 他		計	
区 分	金 額																																																																				
給 料 ・ 手 当																																																																					
退 職 給 付 費 用																																																																					
福 利 厚 生 費																																																																					
減 価 償 却 費																																																																					
(削 る)																																																																					
土 地 建 物 機 械 賃 借 料																																																																					
営 繕 費																																																																					
消 耗 品 費																																																																					
給 水 光 熱 費																																																																					
旅 費																																																																					
通 信 費																																																																					
広 告 宣 伝 費																																																																					
諸会費・寄付金・交際費																																																																					
租 税 公 課																																																																					
そ の 他																																																																					
計																																																																					
区 分	金 額																																																																				
給 料 ・ 手 当																																																																					
退 職 給 付 費 用																																																																					
福 利 厚 生 費																																																																					
減 価 償 却 費																																																																					
無 形 固 定 資 産 償 却																																																																					
土 地 建 物 機 械 賃 借 料																																																																					
営 繕 費																																																																					
消 耗 品 費																																																																					
給 水 光 熱 費																																																																					
旅 費																																																																					
通 信 費																																																																					
広 告 宣 伝 費																																																																					
諸会費・寄付金・交際費																																																																					
租 税 公 課																																																																					
そ の 他																																																																					
計																																																																					